

県南広域振興局長告示第 124 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 16 項の規定により、北上川東部土地改良区（奥州市）から役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成 20 年 7 月 4 日

県南広域振興局長 勝 部 修

1 就任

監事

畠 山 寛 二	西磐井郡平泉町長島字山王 5 番地
菊 地 榮 作	奥州市前沢区生母字南羽毛 5 番地の 10
千 葉 睦 夫	〃 〃 〃 字町 30 番地

2 退任

監事

畠 山 寛 二	西磐井郡平泉町長島字山王 5 番地
菊 地 榮 作	奥州市前沢区生母字南羽毛 5 番地の 10
千 葉 睦 夫	〃 〃 〃 字町 30 番地